

受付番号：2017-1-1108

課題名：C3 腎症の視点から膜性増殖性糸球体腎炎 (MPGN) の再検討

1. 研究の対象

東北大学、福岡大学、慶応大学において1970年から2017年に腎生検された約20症例。

2. 研究期間

2018年4月（倫理委員会承認後）～2020年3月

3. 研究目的

C3 腎症と膜性増殖性糸球体腎炎の関連を解明する。

4. 研究方法

東北大学病院腎高血圧科、慶応大学病院腎・内分泌科、福岡大学腎高血圧科ですでに腎生検された症例の電顕エポソ包埋試料を慶応大学病理学教室に送付し、電顕 PAM 染色を行い、東北大学共同実験室にて撮影して解析する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

腎生検電顕試料（エポソ包埋）、臨床情報

6. 外部への試料・情報の提供

データセンターは病理診断学分野客員教授室に置きます。データの提供は、福岡大学病理学教室から東北大学院医学系研究科病理診断学分野客員教授室に送付されます。特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当センターの研究責任者が保管・管理します。

7. 研究組織

東北大学大学院医学系研究科病理診断学 笹野公伸

東北大学病院病理部 笹野公伸

福岡大学 病理学教室 上杉憲子

慶応大学 病理学教室 橋口明典

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

城 謙輔 東北大学大学院医学系研究科・医科学専攻・病理病態学講座
病理診断学分野 客員教授
〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1
TEL 022-717-8191 FAX 022-717-8051
Email: johken@med.tohoku.ac.jp

研究責任者：

笹野 公伸 東北大学大学院医学系研究科病理診断学分野 教授
〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1
TEL 022-717-8050 FAX 022-717-8051
E-mail hsasano@patholo2.med.tohoku.ac.jp

研究代表者：

笹野 公伸 東北大学大学院医学系研究科病理診断学分野 教授
〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1
TEL 022-717-8050 FAX 022-717-8051
E-mail hsasano@patholo2.med.tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合